

令和7年度乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査・分析業務仕様書

1 趣旨

全県的な乳幼児期の教育・保育の充実を図ることを目的として、県内の幼児の育ちの状況、幼稚園・保育所・認定こども園（以下「園・所」という。）や小学校及び家庭等の実態を把握し、園・所への研修や幼保小連携、家庭への支援等、令和4年3月に策定した「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン（第2期）に関わる今後の施策の具体化に活用するため、乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査を実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「54A調査・研究」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

4 調査の概要

- (1) 調査期間 令和7年12月初旬～令和7年12月下旬
- (2) 調査項目 別紙 調査票のとおり
- (3) 調査対象者及び調査方法 ※次表のとおり

調査	調査対象			設問数	調査票様式
1	園・所 (悉皆)	施設長	864 施設 (R7)	40 問程度	電子回答フォーム
2	園・所 (悉皆)	担任	864 施設 (R7)	5 問程度	電子回答フォーム
3	園・所 (抽出)	年長担任	150 施設	2 問程度	A4両面刷5頁程度
4	保護者 (悉皆)	年長児保護者	864 施設 (R7)	20 問程度	電子回答フォーム
5	保護者 (悉皆)	0歳児保護者 ～年中保護者	864 施設 (R7)	10 問程度	電子回答フォーム
6	小学校 (悉皆)	校 長	451 校 (R6)	10 問程度	電子回答フォーム
7	県民 (抽出)	一般県民	約 1300 人	10 問程度	電子回答フォーム

※施設数及び人数は若干変動する場合がある。

5 業務委託内容

乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査・分析業務

(1) インターネット調査の準備【調査1～7（調査3を除く）】

ア アンケートサイト画面作成及び回答入力フォームの作成

・調査項目詳細については、契約締結後に発注者が別途示す。

（調査は基本的に選択式。「その他」の項目に具体的内容を記述する項目あり。）

イ インターネット調査対象者の選定【調査7のみ】

・調査7の一般県民調査の対象となる標本については、受注者が確保し、調査を実施する。

※標本の抽出に当たっては、発注者と協議の上、可能な限り地域・男女・年齢等のバランスの偏りがないようにすること。

※調査1～6（調査3を除く）に関しては、発注者が調査対象者に対し、回答用URL及びQRコードを添付した調査に関する依頼文を電子メールにて送付し、回答を依頼する。

(2) 書面調査の準備【調査3のみ】

ア 調査票の発送

・発注者が用意した電子データにより、調査依頼文、調査票及び封筒（発送・回収用）を印刷する。

・発注者が電子データ（Excelデータ）により提供する送付先に調査依頼文、調査票、回答用封筒を封詰めし、発送する。

※調査票については、上質紙もしくは再生紙（総合評価値80点以上）を使用すること。

※受注者から送付対象へ送付内容の書類を直接送付し、回収用封筒により受注者が回収すること。なお、調査に係る郵送費用は受注者が負担すること。

※送付後の紛失等による、対象者への再送付については、受注者が負担すること。

※想定回収率は、60%（保護者のみ30%）とする。なお、調査票の回収督促については、想定していない。

(3) 調査の実施・回収・集計・管理

ア 調査結果について、単純集計及びクロス集計（40事例程度）を行い、発注者の求めに応じた必要な分析等を行うこと。

イ 中間速報集計・分析の報告を行うこと。

ウ 発注者に対し、上記ア、イの集計データ（Excelデータ）の提出を行うこと。

(4) 成果物等の提出（各調査共通）

受注者は発注者に対して、次のものを提出すること。

ア 調査票データ（電子データ）

イ 調査票の郵送日及び郵送数を証明するもの（調査3のみ）

ウ 回収した調査票（調査3のみ）

エ 4（3）ア、イの集計データ、分析結果（電子データ）

オ 調査結果報告書（電子データ）

(5) 調査結果報告書の作成

調査結果報告書については、下記に示す資料を参考にし、図表等を用いて調査結果を分かりやすく作成すること。

○「令和元年度幼児期の教育の充実に関する調査の結果」

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/392997.pdf>)

○「平成 27 年度幼児期の教育の充実に関する調査の結果」

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/205179.pdf>)

(6) ローデータ等の管理

受注者から提供された調査対象者に対するデータ及び集計・分析に使用したローデータは、業務完了後、受注者によりデータの取り出しが不可能となるよう返却又は廃棄する。なお、廃棄する場合は、廃棄の完了後、発注者に廃棄証明書を提出する。

6 業務スケジュール（各調査共通）

内 容		スケジュール
1	調査票発送・インターネット調査開始	令和 7 年 12 月 初旬
2	調査票回収・インターネット調査回答期限	令和 7 年 12 月 25 日
3	集計・分析結果（中間速報）の提出期限	令和 8 年 1 月 中旬
4	最終結果（報告書等）の提出期限	令和 8 年 2 月 中旬
5	業務完了報告書の提出期限	令和 8 年 3 月 末日

7 その他

- (1) 本業務中、受注者は発注者と密接な連絡をとり業務を遂行するものとし、この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、速やかに発注者と連絡をとり、協議の上決定することとする。
- (2) 本業務の遂行に必要な経費は、全て委託料に含めることとする。
- (3) 調査内容・調査方法等を変更する場合は、発注者と受注者が別途協議するものとする。
- (4) 本業務終了後、事業実績報告書及び委託料の精算書を提出することとする。